

ならない。

不動産銀行は農業家にとりて相当利益を及ぼすものとはいへ勿論資本主義的産物であつて其の信用の授受等は凡て其の銀行の利益を打算してなすものであるから、農業家にとりて資金の需要が最も大なる際にもせよ其の擔保として提供するものが適當のものでなければ銀行としては農業家に對して其の要求に應ずることはない。故に銀行と農業家とは利益常に必しも一致するものではない。この點を強調して不動産銀行は農業家に利益を與ふるよりは寧ろ之を害するものであると非難する者があるがこれは盾の半面を見ての論であるといはざるを得ない。利害が或場合に背反することあるが故に兩者は常に利害相反するものでありといはゞ農業家の如きは全く自給經濟を營み全く他のものと交渉を斷つより外に途なかるべきに至らざるを得ない。農業家が生産したる穀物等を賣捌くに商人の手を経なければならぬが商人は農業家と利益常に一致するものではない、商人は農業家より成るべく安く仕入れて成るべく高く賣らんとするのであるが、農業家は其の生産したるものを成るべく高

く賣らんとするに違ひない。従つて其の間利益常に一致するとはいひ難い。然し乍ら、農業家からいへば商人の如き仲介機關がなければ其の生産したものを賣ることは出来ない、之を賣らんとするには自ら商人と同じき行動をなさなければならぬ。然し農業家は商人の如く機敏に行動することを得ないから、假令其の生産物を賣ることが出来たにしても、其の価格は甚だ低く、商人に賣るよりも却つて不利益なる條件を忍ばなければならぬかも知れない。大局からいへば商人の如き仲介機關のあることは農業家にとりて利益であるといはざるを得ない。之と同じく不動産銀行は其の利子の成るべく高きを希望し農業家は利子歩合の少しでも低廉なるを希望する等數え來れば兩者の間に利益の背反するものあるは否定することは出来ないけれども、この種の機關がなければ、農業家は假令擔保とすべき不動産を所有するに拘らず資金融通の手段なく、或は基礎の不確實なる金貸等によりて僅に資金の融通を得なければならぬし、然らざれば、全く資金の融通を得なくなればならぬ。して見れば不動産銀行の存在は農業家にとりて必要なりといはなければならぬ。

第二章 農業家の負債と整理

三七 農業家の負債及び其の原因

農村の疲弊の原因一にして足らざれども、農業家の負債重きに過ぎ、營々役々として努力するに拘らず、其の束縛の下に苦まなければならぬことも其の一であるといはなければならぬ。現今の經濟機構は所謂信用經濟である。凡ての經濟經營は獨り自己の資本のみに由りて營まるゝに非ずして他より資本を融通して之を運轉して營まれつゝあるのである。故に農業を營むものも他より資本を融通して之によりて農業經營を行つた所で敢て之を問題とし、農業家の疲弊困憊の原因としてこゝに大聲疾呼するに當らない理であるが、農業の性質として大なる収益、利潤を生ずることの難いものであるから、農業家の負債にして甚だ多い時には到底之を返還することは出来ない。其の結果は、これ等の負債は農業家の經濟の重き負擔として農業家を苦ましめなければならぬ。協調會で昭和七年に更生計畫の指定村としてゐる埼玉縣の井泉村の借金を調

農業家の
負債及び
其の原因農業家の
負債額

査した結果によると三百三十一戸の農業家の中約八割は負債があり一戸當り八百五十三圓である。又長野縣農會が昭和四年九月現在で縣下一般の農業家の負債を調査したのに由ると、一戸當り負債額は八百六十八圓であつた。又帝國農會が昭和四年六月末日現在で調査した所では全國の農業家の負債は四十億圓であつたから、一戸當りにすれば八百圓近き負債になり、更に昭和七年農林省農務局で調査した所で全國の農業家の總負債額は四十七億一千七百萬圓に上り一戸當り八百三十七圓になる。これ等の調査によるも農業家は平均八百四五十圓の負債を有し全國にすれば五十億圓程になる。これ等の負債は決して一朝一夕に生じたものに非ずして、上に陳べた如く負債の重荷は容易に之を償還すること能はざるが故に利子に利子を生み遂に斯くの如き巨額に達したものである。このことは獨り我國に於てのみの現象ではなく、例へば獨逸でも農業家の負債は戦前一九一三年に百三十億マルクに上り、土地一「ヘクタール」につき四百八十マルクに上る、其の後通貨膨脹の結果三十五億マルクに減じたが一八二六年末には八十八億乃至九十八億マルクに上つた。其れに加へて戦後

に生じた負債は戦前の負債に比較して利子歩合が高いから一九二六年では一ヘクター当り利子負擔は二十マルク乃至二十五マルクに上るといふことである。之によつても農業家が負債の爲に苦しみつゝあるは獨り我國のみに非ざることを推知することを得よう。

農家負債
の原因

農業家の負債の原因は多々あるが大別すると農業經營上に於ける原因と、家計上に於ける原因とに分つことを得る。

農業經營上に於ける原因とは讀んで字の如く農業經營に關聯して生じた負債であるが、之も一部分は自然的原因より生じたもので人力を以て之を避くることを得なかつた經營上の損害が基で生じた負債である。其の中で、主なるものを擧げると

(一) 不作、雹害、水害、火災、家畜の疾病死亡の爲に農業家が相當の收入を擧ぐることに能はず、否時としては生活するにも困難を感ぜざるを得ず、已むなく負債をなすことあり。

(二) 農産物(穀物、繭等)の價格が暴落した爲に農業家は負債を起さざるを得ざ

ることあり、この種の農産物の價格の下落はこの種農産物の特殊の原因によりて生ずることあり。經濟社會不況の結果、これ等農産物にも影響し其の價格を暴落せしめたこともある。これ等の負債は農業家の力で如何ともすべからざるものであるが、農業家にして先見の明があれば、これ等の不幸が起るに先ち、若干の豫防をなしたが爲に其の損害を少くすることを得るか又は農業保險等の利用によりて農業家の經濟上の損害を軽くすることを得るに止るのである。

(三) 同じく農業經營に關聯する原因ではあるが、農業家の經濟上の考慮が不十分であるが爲に或は不當の價格にて土地を求め或は不當の小作料を出して耕作をしたり、生絲等の價格の騰貴を豫測して繭等を割合に高く仕入れたり割合に多くの費用を出して改良工事をなす等の原因よりして結果が其の豫想の如くならざる時は負債を起さざるを得ないのである。

これ等は兎に角農業經營に關聯する原因によりて生じたる負債であつて、獨り農業に限らず現今の經濟機構の下に於て企業を起し、之が經營に當る以上は、この種の危険は避くることを得ないものである。唯、農業に於ては其の結果は

自然によりて影響すること少くはないから、其の危険の程度は商工業に比し遙に多いのである。

家計の爲に起したる負債は全く不生産的のもので、其の中には家族の中に疾病、出産等ありたる爲に失費多かることもあり、又は冠婚葬祭の爲に失費が多く爲に負債を起さなければならぬこともあり、いはゞ農業家の消費状態が其の生産状態と一致せず收支償はざるが爲に已むを得ず負債を起すことが少くはない。農村の疲弊困憊を救治するには勿論生産を盛んにし農産物の価格を相當高くし以て農業家の収入を増加しなければならぬが、之と同時に農業家の消費状態を検討し所謂「冗」を省くが爲に力を致さなければならぬ。

新潟縣農會が負債原因を調査したのを見るに

一 農産物の値下りの爲	一五六	五 少しの借金の利子に追はれて	六三
二 税金の重い爲	九五	六 肥料代の重んだ爲	五八
三 土地を購入した爲	九二	七 病氣の爲	五五
四 親類や他人に借り倒された爲	六七	八 水害其の他不作の爲	四九

九 稼手のない爲	四九	十五 名譽職や公共事業に従事した爲	二〇
十 家屋其の他を新築した爲	四〇	十六 家内に無駄つかひする者があつた爲	一〇
十一 暮しがかかり過ぎた爲	三九	十七 火災の爲	九
十二 嫁入出産の爲	三四	十八 株や定期米に失敗した爲	六
十三 不幸があつた爲	二九	十九 政治運動の爲	一
十四 子供の教育費の爲	二六		

これは新潟縣に於ける調査であるが、之によりても略農業家の負債の原因を推察することを得ると信ずる。

所で、これ等の負債も性質からいつて避けなければならぬものが多々あるが、これ等の負債も健全なる金融機關の手を介して起したものでなれば、其の利子歩合も比較的低くあらうし、其の條件も亦比較的寛大であらうから、農業家の經濟に累を及ぼすことは比較的少くあらうが、地方に於てはこれ等健全なる金融機關がない爲め高利貸若くは之と類似のもの、手によりて起債するが爲に起債の初めにはさまで農業家の經濟に煩累とならないものも、年を経るに従ひ重大なる負擔となること少くはない。

健全なる金融機關に於ける起債の必要

農業家の負債の多いことは一は農業家の収入の少きことに起因するから其の収入を多くする途を講ずると同時に其の家計を整理して收支相償はしむることが根本的に必要である。然らざれば農業家が假令自己の力により若くは政府等の援助により之が整理をなすことを得るも、一時こそ農業家は經濟上樂をすることを得ても久しからずして再び負債の重荷の爲に苦まなければならぬ。今日信用經濟が廣く行はれ負債を起すことが昔日に比し容易になつたことが農業家に利益を與へずして却つて不幸を來す原因をなすに至つたと謂はざるを得ない。故に根本的には農業家の經濟生活を改善することを心懸けなければならぬ。この心懸けあり之を實現する用意があつても現在其の雙肩に荷ふ負債が上述の如くんば到底其の更生を實現することは望がない。故に現在其の雙肩に荷ふ負債は先づ之を整理しなければならぬ。古昔に於ても、農業家の生活を安樂ならしむる爲に政府は其の力により從來の負債を其の債権者の何人たることを問はず消滅せしめたことがある。我國に於て足利氏時代の末葉に行はれた徳政の如きは其の例である。或は其の負債の償還並に

利子支拂を若干年の間猶豫せしめたことがある。支拂猶豫令の發布である。負債其の物は消滅したのではないが、若干の年月は其の重荷から免れしめたのであるから、農業家は其の間に農業經營を改善し併せて其の經濟生活を改めることを得るであらう。このことにして實現することを得ば、一方には其の収入を多くし一方には經費を少くして支拂猶豫の期限盡くる曉には其の負債の元利を契約の如くに返還することが可能とならう。このことは債務者にとりては勿論債権者にとりても結局利益であるといはざるを得ない、支拂猶豫制は歐洲諸國では數々行はれたことであるが、これは債権者にとりても一定の期間支拂を猶豫さへすれば其の後は滞なく支拂を受くることを得るので、さまで過激なる方策ではないが、我國に用ひられたる徳政令は甚だ過激なる方策といはなければならぬ。債務者にとりては甚だ都合よきものではあるが、債権者にとりては正當なる権原による権利も忽ちにして消滅せらるゝことになるのであるから過激なる方策といはざるを得ない。従つてこの法令が出てからは資本家は其の権利を失ふことを憂へて容易に資金を融通することを忌み、其の結果

資本力の乏しきもの、融通の途を杜絶するに至つたといふことである。本庄博士の『日本社會史』によれば、徳政令として世に知らるゝものは永仁五年三月に發せられたものにて、其の要旨は御家人の所領を抵當に入れ流し若くは賣買することを嚴禁し更に既往に遡つて質入賣買して御家人領となりしもの、中適法にして二十年を経過したものは取り返すことを得ないが、然らざるものは無償にて舊所有者たる御家人に取戻させ、その所領が非御家人又は凡下に歸したものは右の時效を認めずすべて無償にて取戻させることとした。金錢の貸借につきても之に關する訴訟は向後一切受理しないことにしたものであつて極めて亂暴なる規定であつたから經濟界に恐慌を來し御家人に對する融通の機關が閉塞さるゝやうになり僅に一年ばかりで取消されたといふことである。この種の方策の用ふ可らざることは明白でなければならぬ。

三八 負債の整理

今日農業家の負債を整理するの唯一の途は、農業家の負債中確實なる金融機關によりて融通せられたるものは其の償還の條件を寛大にし例へば二十ヶ年

負債の整理

償還期間
及び利子の
緩和

に償還すべきものは之を改めて三十年にし年賦にて償還せしむることゝすれば農業家よりいへば負擔が大いに輕減せらるゝ理であり、其の利子歩合にして比較的に高率であれば、之を合理的なる輕率の利子歩合に引き改めしむるのである。このことは勿論債權者である銀行側よりいへば不利益であるに相違ないが、政府は強制力を以て之を斷行するのである。確實なる金融機關によりて融通せられ其の條件が比較的寛大であれば、假令農業家がこの種の負債を負擔してゐてもさまざま其の經濟を壓迫することもあるまい。

高利貸負
債の肩替

農業家がこの種の確實なる金融機關から融通せられた負債は原則として生産的なる負債であり、相當なる擔保が入れられてゐるのであるが、農業家が負債を起すのは上にも陳ぶる如く必しもかくの如き優良なる性質のものに限らない。否、優良なる性質のものでないが爲に確實なる金融機關をして融通せしむること能はず、已むを得ず危険千萬なる高利貸等によりて融通せらるゝのである。假令、高利貸によりて融通せらるゝものでなくとも、利子歩合が比較的に高いか、其の條件が比較的に嚴格であるならば速に之を整理してこれ等の束縛か

ら脱出する途を講じなければならぬ。若し幸に確實なる金融機關より負債を起し、之を以て従來の債權者に償還する即ち俗にいふ肩代りをなさしむることが出来れば好都合であるけれども、このことは常に望むことを得ず、よし之をなし得るも、唯條件が寛大となりたるに止り負債は依然として残存するのであるから寧ろ萬難を排しても整理するを以て得策としなければならぬ。

さて農業家が負債を整理償還しようとしても農業家は原則として經濟力の乏しきものであるから獨力にては之をなすことが容易でない。然し農村にては農業家同様負債を有するものが多いから、これ等のものと協同して負債整理に當る時は其の決心にして鞏固なれば其の目的を達すること必しも不可能ではあるまい。負債整理の途開けてこそ初めて更生の途が開くことを得るのであらう。こゝに負債整理の方法の主なるものを略述しよう。

一、頼母子講による負債整理

我國では農村等に於て比較的巨額の資金を必要とするものある時、其の友人等が相集りて一定の金額づつを醸出し其の集りたる資金を擧げて資金を必要

負債整理
法の協同方

とするものに與へ、其の翌月も同様組合員全部より同じく一定の金額づつを醸出し其の集りたる資金を他の資金を必要とするものに用立て、順次組合員が其の資金を受領する時は其の組合員全部が資金を得るに至つて其の組合は解散することになるのであるが、友人等が互に相信すればこそ特に擔保を出すこともなく互に資金を融通し合ひて各自の目的を達成せしむることを得るのである。之を頼母子講といふのである。今同じ農村の農業家が頼母子講を作り負債を整理するとせば組合のもの、醸出する資金を以て順次に負債を償還するのであるから、若干年の後には其の講中の者が負債を償還し得る理であつて、極めて簡單なる整理方法であるといへる。但し最初に集りたる資金を以て其の負債を償還し得るものは幸福であるけれども、勿論其の翌月より定められたる醸金をなすことを怠つてはならない。若し、之を怠るものがあれば後に整理をなさんとするものは之を實行することは出来ないから大なる不利益を被らなければならぬ。この種の方法を取るには其の期間は比較的短くなければならぬ。其の期間が長ければ掛金を怠るものが生じないとも限らないから

である。其の掛金も實行し得る程度でなければならぬから、其の金額は比較的少額でなければならぬ。従つて講中から集め得らるゝ資金はさまで巨額であり得ないのである。農業家の負債が甚だ少額なれば兎も角其の負債が相當巨額のものであれば、其の一部分を償還する方法には用ふべきも全額を償還する方法には用ふることは出来ない。故に我國の農村の中にはこの方法によりて負債を整理しつゝあるものがあるけれども、整理方法として萬全のものと稱することは出来ない。

特産物の生産

二、特産物生産を利用する負債整理

農業家の負債を整理するに當り、同じ町村のものが團結して之に當るべきことは前にも陳べた所であるが、同農村の全負債を償還するにはこゝに新に収入の源泉を作り之に由りて若干年の間に其の目的を達することも考えらるゝ所である。若し、其の農村に特産物があり相當他府縣より需要せらるゝものであれば、この特産物の生産を他の生産より切り離して負債整理資金の源泉とし、擧村其の餘暇を利用してこれが生産に當り、其の生産物を集めて農業家の組織す

實例

る販賣組合等の手を経て之を販賣し、其の収入を集めて負債整理資金となす方法である。農業家は、前章にも陳ぶる如く農繁時には寸暇もない程であるが、其の他には相當餘暇があるのであるから、之を特に負債整理の爲に利用するのであるから、必しも實行不能ではないと信ずる。其の生産する特産物にして相當聲價のあるものであれば、之を巧に販賣する途を講じたならば、相當資金を集め得らるゝであらう。而のみならず、其の販路が擴がるに従ひ負債を整理して後、も尙其の地方の副業として存在することを得て同地方の農業家の經濟を賑すことを得ようから、單に負債を整理する以上に意義があることと信ずる。この種の負債整理の實例の一として長野縣小縣郡和村の負債整理の實例を擧げることが出来る。即ち協調會の調査によると同村で昭和五年末現在で負債總額八十萬六千圓一戸平均千三百四十圓であつた。最初産業組合が低利資金を借り入れて高利の負債を低利のものと借換えたが、之を償還するが爲に同地が信濃胡桃の特産地なるに注意し、其の生産と販賣とを統制し、先づ千圓を借受け利子を六分と見て胡桃の木を十五本植付け六年目より結實するとして、其の收穫

を販賣すると、一升三十錢とすれば十九年に至り負債を整理することを得るのみならず、若干の剰餘を見る計畫を立て着々として實行しつゝありといふ。胡桃の栽培の指導には農會之に當り販賣には産業組合が之に當るのである。胡桃の栽培の如きは婦人の力によりてもなされることであるから、農村の人士にして眞剣に負債整理を決心し而かも其の堅忍不拔の精神にして弛むことなく、ならば、負債の整理の如き必しも難事ではないと信ずる。胡桃の栽培にして尙且つ如上の成績を擧ぐることを得とすれば、之に習ひて工業的副業等を按出せば更に其の成績を擧ぐることを得なければならぬ。

農村負債整理組合

三、農村負債整理組合法

我國では農村負債を整理せしむる目的を以て負債整理組合を作らしめ之を以て其の事業を遂行せしめんことを期し、昭和八年之が法律を發布した。同法第一條に「本法ハ農山漁村ニ居住スル者ノ經濟更生ヲ圖ル爲メ隣保共助ノ精神ニ則リ其ノ者ヲシテ負債整理組合ヲ組織セシメ組合ノ樹立シタル負債償還計畫及經濟更生計畫ヲ履行セシメ以テ其ノ負債ノ整理ヲ爲サシムルコトヲ目的

負債の整理

トス」とある。

整理組合の整理せんとする負債は組合員の負擔する私法上の金錢債務であつて組合設立前に生じたものをいふのである。負債整理組合設立の精神から見ても當然のことといはなければならぬ。但し、本法施行後に生じた負債も命令の定むる所により行政官廳の認可を受ければ整理負債の中に加ふることが出来る。

設立

整理組合は相互扶助の精神に則るものであるから、餘り廣汎なる地域の者では之を組織するも效がないし、さればとて餘り狹隘なる地域の者のみにて組織するも、其の員數少くして十分の成績を擧ぐることを得ないから一定の地區内に居住する者を以て之を組織すとし其の地區は部落其の他に準ずる區域に依るものである。但し特別の事由ある時は町村の區域に依ることを得とある。農業家等が負債整理組合を組織し其の負債を整理せんとする時は其の組合又は法人に對し誠實に負債の償還及び經濟更生に努め以て負債整理をなすべき旨の誓約をなさなければならぬ。之と同時に其の資産、業務の經營及び家

計の状況を明にし負債毎に其の債権者、發生年月日、金額利率償還方法、辨濟狀況、債務發生の事情等を具し其の負擔する一切の債務を申し出でなければならぬ。

事業

組合又は法人は組合員の資産、負債、業務の經營、家計の狀況並に負債の性質等各般の事情を考慮して遲滞なく其の負債償還計畫及び經濟更生計畫を樹立し、債務者である組合員及び債権者間に於ける負債の金額、利率、償還期限、償還方法其の他の條件の緩和に付斡旋をしなければならぬ。若し其の斡旋が效を奏せず協定の成らなかつた負債については命令の定る所により市町村負債整理委員會に對して其の協定の斡旋を請求することが出来る。市町村負債整理委員會の協定も效を奏せず若くは市町村負債整理委員會がない爲め其の斡旋に依ること能はざる時は、債務者である組合員又は債権者は金銭債務臨時調停法による調停の申立をなすことが出来る。

負債整理組合の事業としては整理計畫の樹立並に條件の緩和の斡旋が主なるものであつて、組合は組合員に對して負債整理資金の貸付をなすが其の資金

はいふまでもなく負債全部の肩替りをするものではなく、負債整理に必要なるいは、條件を緩和するに便利な丈の現金を貸付するに過ぎないのである。即ち條件緩和前の負債の三分の一を限度として貸付をなすのである。

一旦負債整理の計畫が樹立したる以上は、債務者である組合員は之に基きて負債の整理、經濟更生の實を擧げなければならない。整理組合は組合員の家計其の他を監査し其の計畫の實行を督勵し、産業組合等に依頼して農産物其の他の賣上代金の中から返済金を控除せしめ以て負債を整理せしむるのである。

負債整理組合法による負債整理は上に陳べたる所に見るも明なる如く甚だ消極的であつて積極的でないといはなければならぬ。勿論、農業家の中には負債の重荷に苦しみつゝ之が整理の計畫方針すら樹立すること能はず、債権者の中冷酷苛薄のものがあれば之に苦しめられて經濟生活を安穩に營むことすら能はざるものがあるから、隣保相愛の精神に基きて整理組合を作り、其の庇護の下に整理を進め行くことを得るは、整理組合法其の物は甚だ消極的であるといへ、農業家の經濟更生にとりて利益であるといはなければならぬ。然し、

負債整理
組合の活
動範圍

其の組合のなす所は負債整理の計畫の樹立と債權者に對し條件の緩和を斡旋し之に關聯する事務をなすに止り、更に一步を進めて負債整理につき積極的の援助をなすものではないことは甚だ遺憾であるといはなければならぬ。前に掲げた特産物の生産を本とする整理の如きは負債を整理する爲に淵源となるべき資金を作成せしむるものであつて其の計畫にして合理的であり之に關聯する村民にして勤勉努力すれば、若干年の間には必ずや其の目的を達成することを得るに違ひないが、負債整理組合の設立はこの種の整理資金の淵源の作成につき何等の考慮計畫を含まない。或は整理組合にして積極的に債務者である組合員の負債整理を援助する時は、結局其の負債を組合が肩替りすることになるので農業家にとりては都合よろしきも組合の負擔重さに過ぎ、組合の負擔にして重き時は之を組織する組合員の負擔となるか、若くは國家又は市町村等にして之を援助する時は國家等の負擔とならざるを得ない。農業家にして自力にて其の經濟を更生するに非ざれば、結局國家等の恩寵に忝るゝものであつて眞に更生の途を進むものとはいへぬといふのであらうが、然し負債整理の計

農業家の
自力更生の
が根本義

畫すら自ら樹立すること能はざるものが負債整理の實を擧ぐることを得べきかは大なる疑問ならざるを得ない。この整理組合法の如きは俗にいふ佛作つて魂を入れざるものといはなければならぬと信ずる。少くとも羊頭を掲げて狗肉を賣るものといはなければならぬ。勿論整理組合が組合員の負債を引受くるが如きは理としてもなす可らざることであるが組合は其の力を以て負債を整理すべき資金を捻出すべき淵源を作る爲に積極的に行動し得るやうに組織せらるゝことを希望しなければならぬ。この方法を行ふも決して農業家をして他力的に救済せらるゝことを期待して自ら努力せざるものであると速断すべきものではない。農業家が勿論自力更生の途を辿るべきものなるは論ずるまでもないことである。予はこの整理方法を以て未だ不十分であると信ぜざるを得ない。

要するに、農業家といはず如何なる職業の者と雖も其の収入を以て經濟生活を營む以上は其の収入にして其の生活費を辨じて尙餘裕あるに非ざれば到底其の生活の安定、位置の向上を庶幾し得らるゝものでない。其の収入にして非

農業家の
經濟更生と
負債整理

常に大なれば兎に角、然らざる限りは、既に巨額の負債を負擔して毎年相當額の元利を支拂はなければならぬ曉には、其の生活の安定位置の向上を望むことは困難であるといはなければならぬ。況んや農業の如きは性質上さまで多くの収益を生ずるものではなく、従つて多くの収入を生ずるものでないのであるから、農業を営むものが其の双肩に巨額の負債を荷ひ、其の元利の支拂に苦まなければならぬとする、生活の安定や位置の向上を望むことは出来ない。其の負債も農業經營の必要上行ひたるもので、之が爲に収益を増し、収入を増加するものならば、其の負債額にして甚だ大ならず、其の利子歩合にして甚だ高率でなかつたならば、或は農業家の經濟に大なる累を生ずるものでないかも知れざれども、其の負債が生産的のものでなく、従つて之が爲に其の収益を増加するものでもなく、又収入を増加するものでなければ、其の負債は實に其の經濟生活を脅威するに止り、何等の利益を生ずるものではない。故に農業家にして經濟上幸福を望むならば、萬難を排しても、其の重荷より蟬脱することが最も必要であるといはなければならぬ。之が爲には上に陳ぶる如く、農業家は單に漫然

負債整理
計畫の樹
立

他の援助によりて負債の整理せらるゝことを俟たずして自ら進んで負債を整理しなければならぬ。自力を以て其の運命を開拓せんとすれば、天は自ら助くるものを助くの理により、自ら其の運命を開拓することを得るであらう。負債を整理するには、先づ負債整理の計畫を樹立しなければならぬが、其の計畫は徒らに架空的であつてはならない、又他よりの援助を期待するが如きものであつてはならない、何處までも着實で實現性のあるものでなければならぬ。其の計畫の樹立すると否とは同問題の解決に大なる關係のあるのは、いふまでもない。一旦、着實合理的なる整理計畫を得られんか、萬難を排しても之を實現することに努力しなければならぬ。勿論其の計畫を遂行して有終の美を得らるゝには相當困難の伴ふことは明白であるから、之に頓挫せざる丈の勇氣と忍耐とがなければならぬ。所で其の計畫の實行には、第一に高利率の負債を整理して低利率の負債としなければならぬ。性質の確實ならざる債權者に對する負債を整理して確實なる金融機關の負債に引き換えなければならぬ。政府は農村の負債を整理せしむる爲め相當の條件を具備するものに對しては

低利率の
借替へ

國庫預金部並に簡易生命保險積立金の中から融通するのであつて、其の利率は低廉であるから低利資金の融通と稱されてゐる。農村の負債整理の爲め融通せられた低利資金は農村及び中小商工業關係元利支拂資金貸付、高利借替資金貸付、産業組合金融疏通貸付、農村負債整理資金貸付等である。これ等の資金に由り直接間接に高利率の負債を低利率の負債に引き直すことを得れば整理計畫の遂行が大に容易となるはいふまでもないことである。

これまでの整理が出来た所で負債の條件が緩和せられたに止り、負債其の物は現存してゐるのであるから更に進んで之を其の計畫に従ひ漸次償還することを努めなければならぬ。聞く所によると負債を整理するものは必要に迫られてこゝまでは不屈不撓の勇氣を以て事に當るのであるが、政府から低利資金の融通を得若くは確實なる金融機關からの融通を得る時はこれまでの勇氣が頓挫して更に二段の整理に邁進せざるものが少くはないといふことである。政府とてこれ等の資金を贈與したのでないから、相當期限内には償還せられなければならぬので金融機關より融通したる時は尙更である。故に負債が低

償還計畫
の健全性
と其の實
行

利に引き直さるゝや、農業家は負債償還の目的を以て新に生産を興すか若くは特に収入を増加する方法を講じ之によりて負債を償還しなければならぬ。この際農村の者が組合を設けて相勵まして負債償還に努力したならば獨自分で其の事に當るよりは遙に效果的であらう。既に負債を償還したならば再び負債を起さざるよう心懸けなければならぬ。不生産的支途の爲に負債を起すが如きは勿論戒めなければならぬが、其の支途が生産的のものであつても之を起すについては三たび思を致さなければならぬ。世上では生産的の文字を誤解してゐるものが少くないからこの際この文字について説明して置く必要があると信ずる。生産的といふことは其の事業から或生産が行はるゝといふ意味ではなく全く私經濟的の辭で其の事業より生ずる収益で曩に用ひた資本に對して契約に従ひ元本利子を償還し得るといふことである。されば其の事業は社會から見ても生産的のものであつても私經濟上元利を償還し難いものであつたならば生産的といふことは出来ない。例へば鐵道を敷設するが如きは社會上から見て生産的のものといはれてゐるけれども、其の敷設した地方に鐵道を

十分に利用し得る程の産物の生産もなく従つて他の地方に運搬する必要がなく旅客の交通もさまでなかつたならば其の鐵道を利用する旅客貨物より收むる運賃収入にては経費並に放下したる資本を償却することが出来ない譯であつて私經濟上生産的といふことが出来ない。其の鐵道を敷設する相當の理由あれば經濟上の犠牲を忍んで之を敷設しなければならぬが單に經濟上の觀點からいふ時には不生産的であるから之を避けなければならぬ。其の生産的なりや否やを判別するのは一は投資の目的物にもよることであるが、一は元利償還の條件にもよるものである。特に利率が高ければ利率の低い場合に比較して償還し難いから不生産的となることが多からざるを得ない。このことは常識的に判断することを得るものであるが、經濟學者が生産的不生産的の文字を捻出して其の區別の標準とした爲に却つて誤解を生ずるに至つたと信ずる。この種の問題は凡て私經濟的に觀察批判すべきもので之に依りて誤ることとはないと信ずる。農業家は質實剛健の氣概を以て自力にて農業經營に當らなければならぬ。國家は諸般の情勢に鑑み或程度までの便宜と援助をなす

べきであるが、國家が如何程の便宜と援助をなした所が、農業家にして自力にて立つ丈の勇氣と忍耐とがなければ其の便宜と援助とは農業家を幸することなくして却つて之を禍することにならざるを得ざるべく戒めなければならぬ點である。而して農業家の負債が農村疲弊の大原因なることに想ひ至れば之を整理するに十分力を致さなければならぬ。

第三章 農村生活の改善と農業政策

三九 農業家の支出と経済生活

農村の疲弊困憊は今日より甚しきはない。農村の疲弊困憊といふは畢竟之を組成する農業家の経済が疲弊困憊してゐることに外ならぬ。之を救済することを得れば、即ち農村を救済することを得るのである。農業家の経済上の疲弊困憊を救済するのには農業家の収入を増加すると同時に其の支出を減少せしめ以て経済上餘裕を生ぜしむるを第一義となす。前に論じ去り論じ來りたる所は多岐に亘ると雖も詮ずるに農業家の収入を増加する方法の主なるものを説明したるに外ならない。生産額を増加することも必しも我國の農産物の總額を増加し以て外國よりの輸入を阻止し更に進んでは農産物を海外市場に輸出することを目標としてゐるものではない。結果に於てはしかくなるにもせよ、其の當面の目的は農業家の収益を増加することによりて其の収入を増加せしめんとするにあることは明白である。農業の經營の改良について説いた

農業家の
支出と經
済生活農業家の
支出と經
済生活

所も同じである。農村の工業化も副業の奨励も亦同じである。これ等の方法に由りて農業家の収入を著しく増加し得るとせば、農業家をして経済上餘裕を生ぜしむることを得るであらうが、農産物の生産額を増加することも農業經營を改善することも自然竝に其の他の制約を受けて著しき収入の増加を望むことは出来難い。故に一面に出来る丈農業家の収入を増加する途を講ずると同時に一面に於て農業家の支出を節減する途を講ぜしめなければならぬ。勤と儉とは其の目的とする所全く相反するものであるが、歸する所は全く同一であると同じく、農業家の経済生活を豊ならしむる點からいへば、収入を増加することも支出を少からしむることも同一であるといはなければならぬ。農業政策を論ずるもの動もすれば収入を増加する方策に専らであつて、支出を減少する方策に軽いのは決して適當なる論策ではないと信ずる。但し、支出を減少する方策は多くは農業家の心懸にかゝるものであつて國家は之に暗示を與へるに過ぎないのであるから政策としては興味少いことは争ふ可らざることであるが、然し其の結果に於ては決して輕重の差はないのである。予輩はこゝに此

方面の問題を略述して世の注意を喚起せんことを欲するのである。

古昔は農業家は消費するものを舉げて自ら生産すると共に其の生産したものは之を他に賣ることなく概ね其の家族の間で消費してゐたものであつた。所謂自給自足の経済生活である。當時農業家の行ひつゝあつたものは獨り農業のみではなく、縦令其の工程に於ては多くは甚だ簡單なものであつたといへ工業も行つてゐたのであつた。當時の経済生活は自給経済であつたから、他と賣買交換することは極めて少く従つて貨幣の授受の如きも極めて少くあつた。然るに、文明の進歩するに従ひ農業家の行ひつゝあつた工業の多くは一方には農業家の手を離れて都市工業の種目となつたものも少くはなく、偶々尙農業家の手によつて行はれてゐても農業家並に其の家族の消費に充つる爲であつて販賣を目的とするものではない。之と同時に農業家の行ひつゝあつた工業の一部分は農業家の副業として農業家の経済を補ひつゝあるものである。農業家の生産の範囲が極めて局限せられ、職業化したることはいふまでもなく貨幣経済が其の経済生活に浸潤したことを意味するもので、農業家は其の生産

するものを以て経済生活を営むことに満足せずして成るべく収入を多くしてよりよき生活を營まんとするに至るは當然である。この種生活態様が多くなるに従ひ危険の程度は益々大ならざるを得ない、農産物の価格は農業家の希望するが如くに高く且つ其の生産額が相當多くあつたならば、農業家の生活はさまで窮迫するものではなからうが、其のことは容易に實現することは出来難いから、経済上不安を感じざるを得ない。故にこの點よりすれば、経済上の不安を少からしむるのは一方には其の生産物の範囲を一方に偏せしめないことも一方法でなければならぬ。其の生産販賣する生産物の範囲が廣ければ一方の生産物の需要少く其の価格が低廉となつても、一方の生産物の需要多く其の価格が比較的高騰すれば農業家の収入はさまで減少することはあるまいと思はれる。所謂多角形農業の提唱はこの趣旨に出づるのである。其の提唱は詮じつめると農業家は自給自足の経済生活を營まなければならぬといふことにならざるを得ないのである。自給経済生活は自家で生産するものを以て消費を満足しなければならぬのであるから、其の生活の程度は甚だ低からざるを

得ないのである。今農業家にして自給經濟生活を營まずとも、比較的簡素なる經濟生活を營むことに満足するならば農業家の經濟生活は割合に安全であるといはれるのである。このことは事實上實行が困難であるには違いないが、農業家として農業の性質に鑑みこのことを忍ばなければならぬ。換言すれば、農村の窮乏の原因は農業家の収入が増加するに比して其の消費が遙に多く發達したのにあるといへる。其の消費の大いに發達したのは交換經濟貨幣經濟が多く農業家の經濟生活に浸潤して來たことにある。我等が他の生産したものを購めて消費生活をするに至れば人情として少しでも品質の良好従つて價格の高いものを購めて之を消費せんとするは想像することを得る。都會に於ける優越なる生活状態之に伴ふ種々の嗜好品等は新聞雜誌等により寒村僻地に至るまで常に紹介せられ、農村の者等を刺戟するのみならず、農村より出でて都會生活をなしたるもの、例へば學生、兵士等が歸村して都會生活を誇稱し、其の携え來りたるものによりて農村の青年等の好奇心を挑發し、更に百貨店等が其の商品を賣捌くが爲に出張販賣等を行ふ等善かれ悪かれ農村の刺戟となるも

農村消費
生活の向
上虚禮廢止
善と生活改

の洵に少しとしない。其の結果不知不識の間に農村に於ける消費は向上せざるを得ない。消費生活の向上は其れ自體決して排斥すべきものでないかも知れないが、消費にも勿論健全なるものあり不健全なるものがある。健全なる消費の發達は國民の健康を善くし、其の道德を向上せしむるものであるが、消費の向上は必しも健全なる消費のみを發達せしむるものではない、否却つて不健全なる消費をより多く發達せしむるのである。この種の消費の發達は農村の經費を増加すること甚だ大であつて、農業家が勤勉努力して其の収入を増加しようとしても到底之に及ぶことは出來ない。特に我國などには封建時代からの惡風依然として殘存し農業家の支出を多からしめてゐること少くはない。冠婚葬祭等には徒らに虚禮に流れ、之を行はざる時は恰も我國の良風美俗を重ぜざるものゝ如く思はれ、甚しきに至つては人格をさへ疑はるのである。就中、社會上多少でも位置あるものに至つては、其の周圍の者に所謂大盤振舞をしなければ各畜の如く取り沙汰せらるゝのである。従つて農村中稍位置でもあるものゝ家で婚禮あり葬式でもあり又は其の男子が兵營にでも入るものあれば

舉村大騒ぎをして其の行を盛んにし、其の代りにこれ等の者に對して大盤振舞をしなければならぬ。體面とか慣習より生ずることであるに相違ないが、其の失費は決して少くない。前節にもいふ如く農業家の中には之等の爲に負債を起したのも少くなく、愚も亦及ぶ可らずといはなければならぬ。歐洲諸國では個人主義が徹底してゐる丈各家庭は其の力の許す程度に於てこれ等の儀式を擧ぐるものが多く、他より之に對して兎角の批判をなすものがないが、我國は家族主義の國丈あつて隣保相扶くることは洵に美風といへるが、其の代りに上に陳べたる如き不必要なる虚禮や習慣に囚はれて不必要なる失費を出さなければならぬことは想像以上に多きものゝ如くである。相當裕福なる地主等が居村に生活することを忌みて都會に出でて生活するものが少くない。都會には享樂の機會が多いことも其の原因であるが、一は農村に居住する時にはこれ等の虚禮等に惱まされて不必要なる失費が多いから之を避けんとすることも大なる原因をなすものではあるまいか。兎に角古より襲用し來れるこれ等の慣習が農村生活の失費を多からしむる原因をなすは明白である。現に

近頃農村に於ける更生運動を見るに、古來の慣習を打破して之を簡易化し合理化せんとするものが少くなく、相當に成績を擧げつゝあるやうである。例へば農村で申し合せて結婚の儀式を簡易にし其の調度、披露等を大に質素にするが如きである。農村の經濟の急を救はんとするものがこゝに着眼し實行しつゝあるは大に祝福せざるを得ない。これ等の改革の中心人物たるものは農村に於ける故老等にあらざして青年諸氏なることを思へば之をよく指導するものあらば成果の見るべきものあるは疑を容れざる所である。

四〇 農業家の公の負擔と經濟生活

農村生活に於ける經費の嵩む原因は租税を初め公の負擔の割合に多いことである。國民として租税等を負擔しなければならぬことは勿論であるが其の負擔が重ければ農業の如き収入の比較的少き職業に従事するものゝ苦痛とする所である。國税に比し地方税は割合に重く農村等に於て之が爲に苦まざるはない。更に赤十字社、愛國婦人會等の公の負擔も少くない。國税は小農にはさまで課せられないが地方税に至つては其の負擔は少くない。更に赤十字社

等の負擔になれば勿論租税の如く強制的のものではないが、農村に於て相當の位置あるものは其の位置に對しても加入しなければならぬし、加入した以上は相當の負擔をしなければならぬ。我國の社會生活にはこの種の負擔が決して少くなく、その他我國の社會生活では之に類する失費は決して少くはない。勿論我等が社會生活をする以上は相當の失費は覺悟はしなければならぬが、其中には毫も有用有益でないものも少くない。これ等の失費の不必要なることを承知し乍ら慣習の力に引きづられて之より蟬脱すること能はないのである。

農村生活に伴ふこれ等の失費は農村が都會化するに従ひて益々増加せざるを得ない。これ等の經費の増加に伴ひ其の収入が増加するならば毫も憂ふるを要しないのであるが、上にも陳ぶる如く農業家の収入はさまで増加しないのであるから農業家の經濟生活は困難とならざるを得ず、農業家は常に生活の不安を感じなければならぬのみならず、容易に其の不足を補充することを得ないから遂には前節陳ぶる如く負債の過重を見るに至るのである。故に農業家

租税の
其他の
公課の
負擔を
軽減し
其の必
要の減

は勿論一方には其の収入を増加するが爲に努力をしなければならぬし、政府も之を可能容易ならしむるが爲に適當の政策を行はなければならぬが、假令其の収入にして若干増加した所が農業家にして放漫なる消費生活を繼續するならば其の經濟生活は依然として不安固ならざるを得ない。故に農業家に於て其の生活の不安を一掃せんと欲せば宜しく其の消費生活を改善し以て其の支出を減少する途を講じなければならぬ。其の支出を減少するには一方には政府は農業階級の負擔税力を斟酌して其の租税負擔を軽減するが爲に相當の考慮をなさなければならぬが然し支出の軽減は主として農業家並に其の家族の生活の改善に俟たなければならぬ。このことは近頃青年團其他將來農村を雙肩に荷ふものゝ間に漸次認識するに至りたるやうであつて、予輩の大に慶ぶ所であるが、更にこの方面の認識を強め、改むべきは改め、廢すべきは廢し、以て萬難を排して生活を合理化せしむるに至らば其の生活の不安を一掃し位置の向上を庶幾することを得よう。

~~3202~~
~~26~~
41112

701
113x

農業と農業政策 終

農業と農業政策

購入

衆議院
13.10.3
図書館

四一八

事項索引

A

宛作……………120
 宛行……………120
 充文……………120
 青田賣買……………239

B

紡績業……………11
 暴利取締令……………329
 米穀取引所……………86, 301
 米穀法……………344—
 米穀輸入統制……………315—
 米穀統制法……………346—, 354
 米穀統制組合……………355—
 米穀對策調査會……………354
 米穀專賣制……………349—
 米穀自治管理法案……………354—, 358
 佛教の傳來……………84
 武士階級……………120
 分割相續……………160
 分益小作……………198—

C

Cestui que Uses……………137
 中農……………129
 仲介機關……………242—, 246, 381
 長子相續制……………123, 127, 141, 156—, 160
 長期清算取引……………303
 地代農場……………161—, 170—
 地代銀行……………164—
 帳合米制……………301—

貯蓄銀行……………372

D

奴隸經濟……………41, 112, 134
 大農制……………126—
 大農業經營……………81—, 132—
 田莊……………113, 115
 動物性副業……………254
 donor……………137

E

英國學派……………29
 永代小作制度……………191
 Entail & Settlement……………152

F

feoffee to Uses……………137

G

原始產業……………4, 8
 原料組合……………265
 原物市場……………299, 301
 外國米……………320, 321
 外地米の統制……………347—, 354—
 御料地……………113, 122
 蓋然率の算定……………285
 ゴルツェ博士 (v. Golz)……………314

H

ヘンリー・ジョージ (Henry George)……………36
 ………………36
 ヘンニクセン (Henniksen)……………314

端境期.....47, 352
 配給組織の簡易化.....248
 班田收授制.....116—
 販賣組合.....244, 263, 279
 反産運動.....271, 356
 夫役(賦役).....41, 92—, 99, 102
 不在地主.....107—, 135
 不動産銀行.....366, 372, 379—
 肥料の改良.....26, 30
 百姓一揆.....49
 負債整理.....390—, 401
 —の實例.....395
 —資金.....394, 395, 398
 —の協同方法.....392
 特産物生産による.....394
 負債償還計畫.....396, 398, 403, 404
 報徳社.....268
 封建制度の崩壊.....96—, 99, 102,
 121—, 124
 保護貿易主義.....323

I

一子相續制.....155—
 移民問題.....178—
 異動税率制.....310, 311, 314
 —の效果.....312

J

重農學派.....2, 29
 重商主義.....308
 醇風美俗.....51
 地頭.....121
 地主制度.....92—, 106, 130, 133, 323
 自由民.....41

自由貿易制.....3—
 自由農法.....64—, 66, 69
 自由民權の思想.....100, 102
 自家勞働.....208
 自作農.....80, 89, 128, 217
 自作兼小作農.....80, 89, 140
 自作農創定.....168—, 171
 人口の増加.....8, 23, 29, 36, 140,
 141, 181
 人口の減少.....14, 181
 人口の制限.....141
 人口の都會集中.....250

K

カルタゴ(Cartago).....16
 カーヴァー(Carver).....27
 開墾助成.....233—
 海外移植民.....177—
 家産制度.....147—, 153—
 家内副業.....256
 家畜保險.....281, 282—
 過小農.....75—77, 129, 137, 142, 176
 過剩米.....354, 355, 357, 359
 刈分小作.....198
 部曲(カキベ).....113
 貨幣經濟の發達.....110
 簡易保險積立金.....168
 關稅定率法.....345
 キング(King)の法則.....294
 共有地.....32, 102, 110
 口分田.....117
 藏元又は掛屋.....300
 經濟孤立論.....325
 經濟政策の基調.....323

經濟政策の精神.....323, 324, 326
 工業國.....12—, 14, 16, 324
 工業の麵麩.....9
 工業勞働者保護.....17
 工場法.....17
 公有地.....32
 公定最高價格制.....332
 交通機關の發達.....26—, 44, 110,
 295—, 317
 貢租.....92—, 99, 102
 耕作限界.....42—
 耕地面積.....73—
 耕地整理.....49, 223—
 —法.....226
 —組合.....226, 233, 376
 —の獎勵.....227
 —の強制施行.....226
 耕地面積.....73—
 黒奴.....50
 小作問題.....188
 小作法.....217
 小作制度.....34, 187—
 小作料.....20, 35, 130—, 144, 190,
 208, 287, 323, 351, 385
 —の過重.....193
 —の輕減.....194, 211, 215
 —の支拂方法.....195
 —輕免の基準.....213
 —輕減の程度.....214
 —の金納.....196, 210
 畑地の.....193
 田地の.....193
 小作契約.....197, 217
 小作慣行.....197

小作爭議.....130, 167, 194, 205—
 —頻發の原因.....205
 —對策.....216
 —の調停.....218
 —調停法.....218—
 —の豫防.....220
 小作農業.....187—, 191
 小作人階級.....105, 130, 167
 小麥.....7, 46, 296, 304, 311, 339
 小賣價格公定制.....335
 購買組合.....265, 278
 穀物の移動.....46, 295, 306, 317
 穀物の需給.....293, 337
 —の非弾力性.....48, 293
 —の調節.....337—
 穀物關稅.....307—
 —の得失.....318
 穀物輸出獎勵法.....309
 穀物條例.....311
 穀物監理制.....338—
 穀物價格.....291—
 —の特質.....291—
 —と經濟生活.....291
 —と一般物價.....292
 —の變動.....293—
 —激動防止.....296
 穀價調節.....327—
 —の必要.....327
 戰時に於ける.....328
 平時に於ける.....344—
 孤立國.....68—

L

リービッヒ(Liebig).....30—, 64

M

マルサスの人口論.....8, 29
 マイエット・エッケルト (Mayet Eckert).....287
 ミル (Mill).....129
 貢物.....41
 民族の移動.....21
 民本主義.....49, 51, 129
 棉花.....11
 元受保険.....283, 286

N

ナポレオン法典.....102
 内國米.....320, 321, 356
 内國植民問題.....161, 177—, 180, 182
 二圃農法.....61—
 日本農鑑.....253
 年期小作.....192—, 198
 農奴.....48
 農園臺帳.....159
 農法の改良.....26, 44
 農民の離村.....39, 129
 農民の解放.....98—, 101, 162
 —の原因.....98
 —の内容.....101
 —の經濟上の效果.....103
 農作物保険.....283, 284
 農産物.....48, 203, 237
 —供給の弾力性.....48
 —需要の弾力性.....48
 —の價格變動.....203
 —の販賣組織.....237
 —の共同販賣.....243—

農村の壯丁.....17
 農村の人口.....14
 農村の工業化.....251, 255, 261, 409
 農村の生活改善.....408—, 413
 農村の消費生活.....208—, 238, 386, 412
 農村更生運動.....176, 210, 382, 415
 農村經濟更生計畫.....396—, 400—
 農村の疲弊.....382, 386, 407—
 農村の工場誘致.....257—
 農村共同加工場.....256
 農村負債整理組合.....396—
 —の設立.....397
 —の事業.....398
 —の活動範圍.....399
 農地金庫.....169, 172—
 農地債券.....169
 農家の副業問題.....78—, 89, 249—
 農家の收支經濟.....207—, 217
 農家と租税.....415
 農家負債.....104, 228, 367, 382, 405
 —の原因.....384—
 —の限度.....367
 生産的——.....228—, 363, 365—, 405
 不生産的——.....228—, 364, 386, 405
 農業國.....12—, 16, 324
 農業と牧畜.....83, 254
 農業と道德.....15
 農業と國防.....15
 農業労働者.....80, 105, 130, 188, 202
 農業の收利力.....364, 367
 農業關稅.....308
 農業保險.....281—, 285, 385
 農業金融.....150, 363—, 368—, 391
 —の種類.....363

—の特質.....363
 —機關.....104, 150, 241, 365—, 368—, 391
 農業倉庫制度.....240—
 農業倉庫證券.....241
 農業植民地.....49—
 農業の繁閑.....52, 249—
 農業の利廻.....194, 206, 208, 364

O

オンブテダ (v. Ompteda).....152
 大地主.....309

P

フェリボヴィチ (Philippovich).....
101, 128

R

ライ麥.....339
 ロバート・オウエン (Robert Owen).....
268—
 リカルド (Ricardo) 地代論.....41—
 利益分配制度.....200, 201
 利用組合.....55, 244, 266, 280
 領主制度.....92, 102, 106
 輪環農法.....63—, 69
 隷屬階級.....2
 勞働價值論.....34—, 142, 212

S

シュモラー (Schmoller).....109
 再保險.....283, 286, 288—
 砂糖.....46
 差益地代.....42—

産兒制限.....124
 産業組合.....105, 244, 262—, 269—, 355—, 365, 376, 395
 —の精神.....278
 —の進出.....245—
 —員の責任.....273—
 —の經營原則.....277
 —法.....264
 三圃農法.....61—, 66
 算術級數.....29
 氏族制度.....111, 112—
 市場の擴大.....110
 支拂猶豫令.....389
 自然の富源.....8, 12
 自然的生産條件.....45—, 47—, 58, 259
 集約的農法.....12, 22, 29, 58, 67, 70, 89, 98
 集約的封建制度.....122
 住宅組合法.....264
 社會主義思想の浸潤.....34—, 211—
 社寺領.....115, 122, 135
 奢侈品.....7
 私用地.....33
 借地料.....20, 34
 商業銀行.....365
 商業組織の分化.....247, 358
 深耕.....60
 信用組合.....263, 265, 277, 369
 Schulze Delitsch 式.....
267, 369—
 Raiffeisen 式.....267, 371
 信託制度の起源.....137
 收穫遞減の法則.....23, 26, 28—, 55
 收穫遞増の法則.....56

手工業.....52
 莊園制度.....115, 118—
 小農制.....81, 89, 127—
 正本市場.....299
 正常價格.....311
 消費組合.....265, 268—
 ロッチデール (Rochdale) の.....269
 食封.....116
 食料の供給.....4
 食物の増加.....29
 食料品消費制限令.....338—
 植民地.....4, 6, 13, 152
 植民會社.....184—
 莊民.....119
 數子均分主義.....158—
 水利組合.....230—
 —の必要.....231
 —への強制加入.....232
 —の事業.....233
 世襲財産制.....151
 生産地.....46
 生産力の有限性.....23
 生産要素.....1, 2, 19
 生産階級.....2
 生産組合.....266
 生産調査會.....314
 生産費.....23—, 27, 29, 42—, 70,
 234, 307—, 334—, 350
 生産手續の分割.....53—
 生産期間の短縮.....55
 生活必需品.....7, 46, 292, 304,
 322—, 337
 石炭.....9
 纖維工業.....11

戰時穀物有限責任會社.....339—, 342
 粗笨的農法.....12, 22, 58, 67, 203
 村有地.....32

T

チュンネン(Heinrich v. Thünen).....
29, 68—
 チュルゴ(Thurgot).....29
 大化の改新.....112, 116—
 多角形農業の提唱.....87—, 411
 頼母子講.....392, 393
 作手.....120
 低利資金.....169, 217, 227, 359, 395
 強氣筋.....302
 帝國穀物局.....343
 甜菜糖.....47
 天領.....122
 鐵鑛.....10—
 都會の人口.....14
 品部(トモベ).....113
 徳政令.....388, 389, 390
 豐蘆原瑞德國.....72
 統制經濟.....353
 投機市場.....298—, 301
 投機取引.....298—, 303, 304
 投機機關の發達.....298
 土地の獨占的性質.....19—, 48
 土地の收利力.....25—, 364, 367
 土地の生産力.....12, 19, 21—,
 44—, 60—
 土地の有限性.....19—, 30
 土地の領土的制限.....20
 土地の地理的制限.....20
 土地の財産的制限.....20

土地私有財産制.....31, 33, 37, 146
 土地高權.....32, 102
 土地利用者.....44
 土地兼併の弊.....106—, 117—, 151
 土地の永代賣買禁止.....123—
 土地の愛着心.....49—
 土地分配政策.....129, 160—
 土地國有論.....142—, 216
 土地買上論.....143—, 216
 土地沒收論.....145—

U

Uses fidei commissa.....136
 運搬費.....27, 43, 67—, 70—

W

ワルラス(Walras).....143

分け作.....199
 我國輸入品の大宗.....11
 我國農業の現状.....88—
 我國の農業保險法案.....287—
 我國の取引所制.....301

Y

やつこ.....112, 113
 焼畑農法.....60
 羊毛.....12
 養蠶業.....252—
 養蠶保險.....283
 弱氣筋.....302

Z

絶對地代.....44
 財産權の發達.....31

昭和十一年六月三日印刷
昭和十一年六月八日發行

農業と農業政策

定價參圓四拾錢

有所權作者



著者 河津 暹

發行者 江草 重忠

印刷者 龜谷 良一

東京市神田區神保町三丁目十七番地

東京市本郷區丸砂町三十六番地

發行所

東京市神田區神保町三丁目十七番地
電話九段(33)〇三二七番
振替貯金口座東京三七〇番
東京市本郷區森川町(帝大正門前)
電話小石川(85)一九二〇番

有斐閣本郷支



有斐閣刊書目

— 經濟 —

田島錦治著	田島錦治著	田島錦治著	山下芳一著	竹内謙二著	原田光三著	ラブレ一著	小田勇二著	ジエボンス著	法學協會編	法學協會編	國家學會編	森莊三郎編	河津暹編	矢作榮藏編
經濟學	勞資經濟	經濟學	經濟學の基調としての合理主義	アダム・スミス研究	經濟學	經濟學	經濟學	經濟學	法學協會雜誌總索引	法學協會雜誌總索引	明治憲政經濟史論	經濟學の諸問題	最近社會政策	經濟論叢
布裝	布裝	布裝	布裝	布裝	布裝	布裝	布裝	布裝	布裝	布裝	布裝	布裝	布裝	布裝
五・五〇	三・〇〇	三・〇〇	一・〇〇	四・〇〇	三・五〇	一・〇〇	二・五〇	一・〇〇	各	各	二・八〇	六・〇〇	二・〇〇	二・七五

經濟政策體系

法學博士 河津暹 著

第一卷 經濟政策總論

菊判 總紙數二七七頁
定價二圓三十錢
送料內地十四錢

經濟學は其の範圍が廣く複雑に入り易いが、普通、經濟學論より入り入り經濟政策を修得するに至つて初めて經濟學の全體を論ずるを得る。從來經濟政策の諸部門に關し専門學者の論述は多いが、論者の異なる結果は、往々にして各部門により歸趨を異にし適從に苦むことがある。今回博士は經濟政策全般に互り之を一體系に收め、新に筆を起し、組織を改め、材料を新にして、逐次本體系全九卷を編述せらる。複雑なる斯學の精髓を簡明平易の叙述に盡る本書は正に斯學の缺陷を充し世の好みに副ふものにして、發刊以來各方面の好評を博せる斯學の良願問書である。

〔内容目次〕 第一章 經濟政策の意義 第二章 國民經濟と世界經濟 第三章 現代經濟社會組織と社會政策 第四章 經濟思想の變遷と經濟政策の基礎 第五章 自由經濟と統制經濟 第六章 經濟政策の種別與に手段 第七章 經濟政策の效果 第八章 結語 索引

(九全) 第二卷 農業と農業政策(本書) 第六卷 社會問題と社會政策
第三卷 工業と工業政策(以下續刊) 第七卷 交通機關と交通政策
第四卷 商業と商業政策(内國商業) 第八卷 金融市場と金融政策
第五卷 商業と商業政策(外國貿易) 第九卷 植民と植民政策

有斐閣刊書

目書行刊閣斐有

— 濟 經 —

吉川秀造著	士族授産の研究	日本經濟史研究所 第三册	三・六〇
本庄榮治郎著	經濟史概論	日本經濟史研究所 第四册	二・〇〇
本庄榮治郎著	幕末の新政策	日本經濟史研究所 第五册	三・二〇
日本經濟史編	幕末經濟史研究	日本經濟史研究所 第六册	三・一〇
松好貞夫著	新田の研究	日本經濟史研究所 第七册	三・二〇
田島錦治著	東洋經濟學	研究叢書 第七册	一・〇〇
山崎覺次郎著	全訂版 經濟學		二・八〇
山崎覺次郎著	訂改 銀行原論		一・〇〇
山崎覺次郎著	訂改 貨幣問題		一・五〇
山崎覺次郎著	貨幣問題		二・八〇
エルスタ 原著	貨幣問題		二・八〇
入澤民政譯	貨幣問題		一・四〇
小川三郎著	財貨問題		四・〇〇
汐見三郎著	日本財政の特殊問題		四・二〇
武田・益田里著	國民所得の分配	(財政金融研究會 第一册)	一・五〇

目書行刊閣斐有

— 濟 經 —

中野谷 實著	預金通貨の研究	(財政金融研究會 第一册)	二・一五
大野 榮一著	各國所得稅制論	(財政金融研究會 第二册)	三・二〇
方見三郎 伊藤武夫著	獨逸金融組織論	(財政金融研究會 第三册)	二・〇〇
島田 一正著	銀行經濟學		四・二〇
杉程次郎著	新訂版 最近貨幣		二・七〇
杉程次郎著	最近貨幣		二・三〇
松岡孝兒著	金貨問題		四・三〇
楠見一正著	金輸出解禁問題		二・一〇
楠見一正著	金輸出解禁問題		二・一〇
土方成美著	租稅論		三・五〇
大畑文七著	租稅論		三・二〇
松崎藏之助著	戰時財政經濟策論		五・五〇
ジイ・ジエック 原著	應用的統計		六・二〇
竹田武男 譯	應用的統計		二・〇〇
岡崎文規 原著	統計的數值		五・二〇
岡崎文規 譯	統計的數值		一・〇〇
岡崎文規著	人口統計研究		三・四〇

有斐閣刊行書目

— 經濟 —

岡崎文規著	統計研究文獻	布裝	三・四〇
田井要助著	經濟統計學要論	紙裝	一・二四〇
橋崎敏雄著	航空經濟政策論	布裝	三・二五〇
橋崎敏雄著	貿易政策論 (第一分册)	紙裝	一・〇四〇
河津 暹著	經濟政策總論 (經濟政策體系卷一)	布裝	二・三三〇
小島昌太郎著	海運貨率論	布裝	三・一五〇
小島昌太郎著	海運同盟論	布裝	三・一五〇
小島昌太郎著	金融動態論	布裝	六・二二〇
小島昌太郎著	經營學論	布裝	三・二八〇
小島昌太郎著	保險本質論	布裝	一・五〇〇
森莊三郎著	現代保險問題論	布裝	四・二八〇
森莊三郎著	日本家屋保險國營論	布裝	二・一五〇
森莊三郎著	社會保險論	布裝	三・一五〇
野津務著	相互保險の研究	布裝	四・二〇〇

有斐閣刊行書目

— 經濟 —

石丸優三著	社會保險論	布裝	四・三〇〇
野津務著	保險の社會化	布裝	一・八〇〇
稻川宮雄著	商業組合の理論と實際	布裝	三・三〇〇
谷口吉彦著	貿易統制の研究	布裝	三・四〇〇
油本豐吉著	商業政策 (第一部外國貿易理論)	布裝	四・三〇〇
上野道輔著	新簿記原論 (會計學第一部)	布裝	三・二八〇
上野道輔著	貸借對照表論 (會計學第二部)	布裝	四・二〇〇
上野道輔著	簿記原理大綱	布裝	二・一八〇
上野道輔著	簿記理論の研究	布裝	三・三三〇
木村和二郎著	銀行簿記論	布裝	三・六〇〇
高橋 茂著	商業簿記論	紙裝	一・四〇〇
グーファニッツ著 山崎登次郎譯	大工業論 (附錄、木綿工業に於ける機械の發明並に其の普及)	布裝	四・二〇〇
目崎憲司著	鐵鋼及び石炭業に於ける企業組織	布裝	三・二八〇
小島精一著	本邦鐵鋼業の現在及將來	布裝	三・五二〇

目書行刊閣斐有

— 濟 經 —

小島精一著	鐵鋼業發展史論	青菊裝判	七・五〇
竹内謙二解説	マリン企業組織論	布菊裝判	二・八〇
リフマン原著	企業組合の組織論	布菊裝判	一・八〇
八木芳之助著	農村産業組合の研究	布菊裝判	三・四〇
フツヘンベルガー著	農業政策	布菊裝判	四・二〇
八木芳之助著	米價及び米價統制問題	布菊裝判	四・二〇
八木芳之助著	農村問題研究	布菊裝判	二・八〇
本位田祥男著	農産物の價格統制	布菊裝判	三・五〇
河田嗣郎著	農業經濟學	青菊裝判	九・〇〇
岩井尊人著	最近の丁抹と農業の合理的共同經營	紙菊裝判	二・五〇
横井時敬著	農村制度の改造	布菊裝判	二・五〇
樋田豊太郎著	日本農業法制中卷(小作、労働、農會、組合、移民、金邊)	加除判	五・二〇
稻田周之助著	植民及植民政	紙菊裝判	三・〇〇
矢内原忠雄著	植民政	布菊裝判	四・二〇

目書行刊閣斐有

— 濟 經 —

泉哲著	植民地統治論	布菊裝判	三・一〇
長ノ三郎著	將來の植民政	布菊裝判	二・四〇
孫田秀春著	訂改労働協約理論(各論上)	布菊裝判	五・〇〇
後藤清著	労働協約理論	布菊裝判	三・二〇
森弘元著	労働保險論	布菊裝判	二・二〇
玉井茂原著	失業問題	布四六裝判	二・八〇
小島憲著	文化の特質と社會問題	布菊裝判	三・八〇
井上貞藏著	商店法	布菊裝判	二・八〇
河田嗣郎著	社會政策原論	布菊裝判	二・五〇
河田嗣郎著	社會問題總論	布菊裝判	二・七〇
河田嗣郎著	社會問題(1)賃金制及利潤分配制	布菊裝判	三・二〇
河田嗣郎著	社會問題(2)賃金制及利潤分配制	布菊裝判	三・二〇
河田嗣郎著	社會問題(3)労働組合論	布菊裝判	三・二〇
河田嗣郎著	社會問題(4)労働争議及調停制度	布菊裝判	三・二〇
河田嗣郎著	社會問題(5)新賃金政策	布菊裝判	三・二〇

目 書 行 刊 閣 斐 有

— 濟 經 —

河田嗣郎著	河田嗣郎著	河田嗣郎著
社會問題系(8)	社會問題系(7)	社會問題系(6)
農	中等階級問題及サラリーマン問題	社會保險論
村		
問		
題		
布菊裝	布菊裝	布菊裝
三・三〇	三・三〇	三・八〇

GANSHODO
SHOTEN
KANDA TOKYO

